

高島市感震ブレーカー設置補助金交付要綱（令和２年高島市告示第１０３号）

（趣旨）

第１条 市長は、大規模地震時における電気に起因する住宅からの出火による被害から高齢者、障がい者等の生命および財産を守り、安心して生活できる環境を維持するため、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては高島市補助金等交付規則（平成１７年高島市規則第３３号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象となる感震ブレーカー）

第２条 この告示の補助対象となる感震ブレーカーは、分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断する分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS０００７付２）に定める構造および機能を有するものとする。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付対象者は、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置した者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住しており、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により高島市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

ア ６５歳以上の者を含む世帯

イ 要介護認定において、要介護状態区分が要介護２以上と認定される者がいる世帯

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が１級または２級に該当する者がいる世帯

エ 療育手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度がＡ１またはＡ２に該当する者がいる世帯

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が１級に該当する者がいる世帯

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第７条第４項に規定する医療受給者証の交付を受けている者がいる世帯

キ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者がいる世帯

（補助対象事業等）

第４条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の住居における感震ブレーカーの購入および取付けとする。ただし、補助対象者の住居を新築する際に取り付けるものは、交付の対象としない。なお、この事業を利用することができる回数は、１世帯につき１回とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額とし、2万円を上限とする。

(交付の申請および実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、感震ブレーカー設置補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了した日から起算して1月を越えない日または、補助対象事業を実施した日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が自己または同居の者以外が所有する住宅に居住している場合は、当該住宅の所有者または管理者の承諾を得なければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証または交付されている手帳の写し
- (2) 補助対象事業に係る費用の明細が分かる領収書および明細書
- (3) 設置した感震ブレーカーの仕様が分かる書類(カタログ等)
- (4) 取り付けた感震ブレーカーの写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定および額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定により感震ブレーカー設置補助金交付申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、感震ブレーカー設置補助金交付決定兼額の確定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、感震ブレーカー設置補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿および書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

申請日（請求日） 年 月 日

感震ブレーカー設置補助金交付申請書兼請求書

高島市長

申請者（請求者） 住所：
氏名： ⑩
連絡先：

高島市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金を申請し、請求します。

補助対象者	氏 名： 生年月日：
対象家屋	持ち家 ・ 借家等
対象者の要件 の内容	※該当する番号に○印をつけてください。 (1) 満 6 5 歳以上の者を含む世帯 (2) 要介護状態区分 2 以上 (3) 身体障がい 1 級・2 級 (4) 知的障がい A 1 ・ A 2 (5) 精神障がい 1 級 (6) 指定難病・特定疾患に罹患 (7) その他 ()
感震ブレーカーの 設置に要した費用	円
補助金請求額	円
	○感震ブレーカーの購入および設置に要した費用に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、上限を 2 0, 0 0 0 円とします。 (注) 補助金額の算出については、千円未満の端数を切り捨てるものとします。
添付書類	○上記の要件の内容が確認できるものの写し ※マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳等 ○領収書および明細書の写し ○感震ブレーカーの仕様が分かる書類（カタログ等） ○取り付けた感震ブレーカーの写真
振込口座	銀行等名： 本店 ・ 支店 口座番号： 普通 ・ 当座 (フリガナ) 口座名義：

様式第 2 号 (第 7 条関係)

感震ブレーカー設置補助金交付決定兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

高島市長

年 月 日付けで申請のあった感震ブレーカー設置補助金
について、高島市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第 7 条の規定により交
付決定および額の確定をしたので通知します。

交付決定兼額の確定額

円

様式第3号（第7条関係）

感震ブレーカー設置補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

高島市長

年 月 日付けで申請のあった感震ブレーカー設置補助金について、下記の理由により不交付と決定しましたので、高島市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

（理由）